

平成21年11月検針分から水道料金が変わります

問い合わせ先 水道課（水道庁舎） ☎48-2121

下野市の水道料金は、合併協定項目において「合併後新市の水道事業計画による、事業計画と財政計画を基に統一を図る。」こととされ、これまでは合併前の各地区それぞれの料金制度により納めていただいていた。

合併後の行政改革大綱、集中改革プランの行動計画により、平成21年度中の統一を目指すこととなり、平成20年度に公募委員を含めた水道料金審議会を開催し、新しい水道料金制度についての答申を受けたところです。

今回改正された主な内容

- 水道メーター使用料の廃止
水道料金と別枠で納めていただいた、メーター使用料を廃止します。
- 基本料金の変更
用途別及び基本水量により決められていた基本料金を、メーター口径別の基本料金に変更します。
- 従量料金（使用水量による料金）の変更
基本水量制を廃止し、実際に使用された水量に基づく料金制に変更します。
- 料金体系の変更
用途区分の不明確性を解消し、客観的公平性が確保できる口径別料金体系に変更します。
- 検針及び集金業務を毎月から隔月に変更
事業経営の効率化を図り、健全経営を確保するため、検針及び集金業務を隔月に変更します。

新料金の開始

10月は一斉検針を行い、その検針に伴う料金は従前の料金で算定されます。11月から地区割りによる隔月検針となり、11月検針分から新料金算定による水道料金となります。また、下水道使用料の検針・集金についても隔月になります。下水道使用料は従来どおり変更ありません。

検針区域を2つに分けます

平成21年11月からの検針区域は、おおむねJR宇都宮線を境に東側(A地区)、西側(B地区)に分けて検針します。

西 B地区(偶数月検針)

平成21年12月から2か月分の使用水量を検針し、2か月分の水道料金をまとめて納めていただきます。

※21年12月検針分
(21年11月～12月分)



東 A地区(奇数月検針)

平成21年11月は1か月分の使用水量を検針し、1か月分の水道料金を納めていただきます。平成22年1月からは2か月分の使用水量を検針し、2か月分の水道料金をまとめて納めていただきます。

※21年11月検針分
(11月分のみ)
※22年1月検針分
(21年12月分～22年1月分)